

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第二百五号）新旧対照表（抄）

改正案

現行

目次（現行のとおり）

第一条から第六十五条まで（現行のとおり）

別表第一から別表第三まで（現行のとおり）

別表第四 有害物質（第二条関係）

一から十五まで（現行のとおり）

十六 シスー・二―ジクロロエチレン

十七から二十六まで（現行のとおり）

二十七 塩化ビニルモノマー

二十八 一・四―ジオキサン

別表第五及び別表第六（現行のとおり）

別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準（第六十八条関係）

一から三まで（現行のとおり）

目次（略）

第一条から第六十五条まで（略）

別表第一から別表第三まで（略）

別表第四 有害物質（第二条関係）

一から十五まで（略）

十六 シスー・二―ジクロロエチレン

十七から二十六まで（略）

別表第五及び別表第六（略）

別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準（第六十八条関係）

一から三まで（略）

四 汚水

(一) 有害物質に係る基準

(五)から(二十六)まで	(現行のとおり)	既設	新設	(一)から(五)まで (現行のとおり)	項目・設置区分	水域区分	事業場の種類	工場 指定作業場	水道水源水域	許容限度(単位 ミリグラム)	公共用水域に排出される汚水	工場及び指定作業場	一般水域 A、一般水域 B、島の しよ及びその 海域	地下に浸透される汚水(単位 リットルにつき ミリグラム)				
															シスー ・ニ ジク ロロエチ レンとし て 〇・四	シスー ・ニ ジク ロロエチ レンとし て 〇・四	シスー ・ニ ジク ロロエチ レンとし て 〇・四	シスー ・ニ ジク ロロエチ レンとし て 〇・四
															〇・四	〇・四	〇・四	〇・四
															〇・四	〇・四	〇・四	〇・四

四 汚水

(一) 有害物質に係る基準

(五)から(二十六)まで	(略)	既設	新設	(一)から(五)まで (略)	項目・設置区分	水域区分	事業場の種類	工場 指定作業場	水道水源水域	許容限度(単位 ミリグラム)	公共用水域に排出される汚水	工場及び指定作業場	一般水域 A、一般水域 B、島の しよ及びその 海域	地下に浸透される汚水(単位 リットルにつき ミリグラム)				
															〇・四	〇・四	〇・四	〇・四
															〇・四	〇・四	〇・四	〇・四
															〇・四	〇・四	〇・四	〇・四

で (現行のと おり)	〔二十七〕 塩化ビ ニルモノマー		〇・〇五	〇・〇〇
	〔二十八〕 一・四 ジオキサン		〇・五	〇・〇〇
	既設	新設	〇・五	五
	〇・五			

備考

一 (現行のとおり)

(一) 平成十三年四月一日以後の着工に係る工場

(二) 平成十三年三月三十一日において既に設置され、又は着工している工場
で、同年四月一日以後に汚水の発生施設の構造の変更(排水量が増加する
ものに限る。)をするもの

(三) 平成十三年三月三十一日において既に設置され、又は着工している工場
で、同年四月一日以後に下水道法第十条第一項ただし書の規定による許可
を受けたもの

二 〔二十五及び二十六〕に掲げる項目にあつては、前号の規定は、同号〔中〕平
成十三年四月一日とあるのは「平成十四年四月一日」と、同号〔及〕及び〔中〕
「平成十三年三月三十一日」とあるのは「平成十四年三月三十一日」と読み
替えて適用するものとする。

二の二 〔二十八〕に掲げる項目にあつては、第一号の規定は、同号〔中〕「平成十
三年四月一日」とあるのは「平成二十四年八月一日」と、同号〔及〕及び〔中〕「平

で (略)	
----------	--

備考

一 (略)

(一) 平成十三年四月一日以後の着工に係る工場。ただし、ほう素若しくはそ
の化合物又はふっ素若しくはその化合物を含む汚水を排出する工場にあつ
ては、平成十四年四月一日以後の着工に係る工場

(二) 平成十三年三月三十一日において既に設置され、又は着工している工場
で、同年四月一日以後に汚水の発生施設の構造の変更(排水量が増加する
ものに限る。)するもの。ただし、ほう素若しくはその化合物又はふっ素若
しくはその化合物を含む汚水を排出する工場にあつては、平成十四年三月
三十一日において既に設置され、又は着工している工場で、同年四月一日
以後に汚水の発生施設の構造を変更(排水量が増加するものに限る。)する
もの

(三) 平成十三年三月三十一日において既に設置され、又は着工している工場
で、同年四月一日以後に下水道法第十条第一項ただし書の規定による許可
を受けたもの。ただし、ほう素若しくはその化合物又はふっ素若しくはそ
の化合物を含む汚水を排出する工場にあつては、平成十四年三月三十一日
において既に設置され、又は着工している工場で、同年四月一日以後に同
項ただし書の規定による許可を受けたもの

二 削除

成十三年三月三十一日」とあるのは「平成二十四年七月三十一日」と、「同年四月一日」とあるのは「同年八月一日」と読み替えて適用するものとする。

三及び四 (現行のとおり)

五 公共用水域に排出される汚水にあつては、その有害物質の検定は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和四十九年環境庁告示第六十四号)によるものとする。

六 (現行のとおり)

七 地下に浸透される汚水にあつては、その有害物質の検定は、水質汚濁防止法施行規則第六條の二の規定に基づく環境大臣が定める検定方法(平成元年環境庁告示第三十九号)によるものとし、その規制基準は、この表の地下に浸透される汚水(単位一リットルにつきミリグラム)の欄に掲げる量以上の有害物質が検出されないこととする。

(二)及び(三) (現行のとおり)

五から七まで (現行のとおり)

別表第八から別表第十三まで (現行のとおり)

三及び四 (略)

五 有害物質の検定は、排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令第三十五号)の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める方法によるものとする。

六 (略)

(二)及び(三) (略)

五から七まで (略)

別表第八から別表第十三まで (略)